

常磐大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2017（平成29）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的の達成への全学的な姿勢

貴大学は、「自立・創造・真摯—自立して考え、行動し、新しいものを創り出し、真面目でひたむきな態度を身に付けた有能な人材を養成する」という教育理念に基づき、1983（昭和58）年に設置され、1989（平成元）年には大学院が開設された。メインキャンパスは茨城県水戸市にあるが、2005（平成17）年、東京都港区にサテライト・キャンパスを設け、双方向の遠隔授業を行うなど教育の利便性を向上させている。

学部では「学際的な協力によって専門の学術を研究教授し、広い視野を持ち、創造的な知性と豊かな人間性を備えた真摯な人材を育成する」ことを目的に、人間科学部、国際学部、コミュニティ振興学部の3学部を設置し、「社会適応力・社会活動力」の養成を目標とする教育を行っている。大学院では、「人間に関する多面的な学術の理論および応用を研究・教授し、その深奥をきわめ、国際化、情報化および少子高齢化の進む社会において、広く文化の進展に寄与する」ことを目的に、人間科学研究科、被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科の3研究科を設置し、研究者ならびに高度専門的職業人の養成を目指した教育を行っている。中でも、被害者学研究科が、被害者の視点から現代社会で生起する諸現象を研究し、被害者支援などにかかわる人材の養成を目指していることは、貴大学院の特徴として、評価できる。

理念・目的に照らした大学の人材養成の具体的目標・過程をマニフェストの形で公表し、ホームページや大学説明会などで周知する努力をしている。

貴大学は地域連携センター、国際被害者学研究所などを通じて、社会連携とりわけ地域との連携に力を入れ、茨城県の複数の自治体と協定を結び、政策形成に参与するなど積極的な活動を展開している。しかし、学生の受け入れについて、全学で収容定員に対する在籍学生数比率が8割程度にとどまっている。今後は社会連携を一層実りあるものとしていくとともに、重複やあいまいさの残る教育課程・内容の精査や安定した教員組織の整備など、魅力的な大学作りに向けて努力していくことが望まれる。

二 自己点検・評価の体制

「全学自己点検・評価委員会」のもとに、各学部、研究科、事務系などに「自己点検・評価実施委員会」が設けられており、2002（平成14）年度から継続的に点検・評価を実施し、毎年報告書を作成している。実施委員会と全学委員会との円滑な連絡調整のために、ワーキンググループが置かれ、報告書の編集作業などの実務を行い、実質的な取りまとめを行っている。責任と役割分担は明確に定められ、問題点、課題についての全教職員の認識の共有に対する配慮も加えられており、有効に運営されている。2008（平成20）年度には、人事や予算の検討を可能とするため、全学委員会のメンバーに3名の常任理事を加えた「全学会議」を組織し、法人の視点も加えた議論を行うことを可能とした。

ただし、学外者による検証については、報告書を学外の関係機関に配布することにとどまっており、自己点検・評価の実質化に向けて工夫が望まれる。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

貴大学は3学部を設置するほか、独立研究科を含めて3研究科を擁している。人間科学研究科のみが博士課程（後期）を有し、3研究科の修士課程の研究領域を統合している。また、国際被害者学研究所など4つの附置研究所・センターを設け、教育・研究活動の促進に役立っている。

人間科学部を3学科から5学科構成に改編したのをはじめ、各学部で教育組織の改革を行い、環境の変化に対応する努力を進めている。ただし、2008（平成20）年度の国際学部の改組において、それまでの国際関係学科を廃止し、経営学科を新たに設けたことについては、学部の教育目的との整合性の観点から、明確な説明を行う必要がある。

総合講座は3学部共通で設置され、基礎的・教養的教育の主要部分を担っているが、一構成組織としての権限・責任について、規程上明記されていない。

2007（平成19）年度より学科体制の強化の方向を打ち出し、また2009（平成21）年1月に「全学教育システム改革会議」を発足させるなど、大学の理念に適った教育研究組織を確立すべく努力が続けられている。

2 教育内容・方法

（1）教育課程等

人間科学部

学部の教育目標を達成すべく、全学共通の「総合講座」「語学科目」「基盤スキル科目」で学際的・総合的な視野の基礎を形成し、「学部共通科目」で人間科学の考え方

常磐大学

を学び、各学科の「専攻科目」で当該学科の専門性に応じた問題解決能力を身につけるといふカリキュラム構成となっており、大学全体としての教育目標の達成と連動させた枠組み作りが行われている。

しかし、この取り組みが組織的に展開されるようになったのは最近のことであり、達成度に関しては今後の検証が必要である。また、体系的なカリキュラムの展開という点ではまだ十分ではない。加えて、2008（平成 20）年度より、「海外研修」が「基盤スキル科目」に組み入れられたが、学生の自主的な海外研修を単位認定する「海外研修C」については、危機管理や単位の質の確保の面で改善が求められる。

導入教育については、「プレゼミナール相当科目」を全5学科に配置するなど整備が始められている。しかし、「基盤スキル科目」との内容面での重複が整理されておらず、また学科間、科目間および担当者間で内容や実施方法がかなり異なるとともに、導入教育としての実質を欠く科目もあり、改善の余地は大きい。

国際学部

大学全体の教育目標である「社会適応力」を「総合講座」で育成し、「社会活動力」を学部、学科の専門科目で育成するという教育課程を編成し、それぞれの科目はバランスよく配置されている。

「共通科目」が設けられ、そのうちの1年次の必修科目「国際学入門」は大学において展開される教育内容を体系的に理解できるものとなっている。その他の「共通科目」は、学生が選択する専門分野への理解を深められるよう適切に配置されている。各学科の専門科目においても、分野ごとにバランスよく配置され、それぞれ目的に適った学修ができるよう構成されている。また、学部として「プレゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ」を必修科目として設け、3学期を通じて学生が大学で学問をするための基礎力の養成を集中的に行っている。なお、2年秋セメスターから卒業論文作成まで一貫した演習となっており、教育目標に適った課程が整備されている。

一方で、経営学科では専門教育と教養教育の相関、位置づけが不明確であることや「基盤スキル科目」の「海外研修」について、学生の自主的な海外研修を単位認定する「海外研修C」の責任体制などが明確に規定されていないことは問題である。

また、学科の改組に伴うカリキュラムの移行に関して、相当数の科目が休講などになっており、旧カリキュラムの学生が円滑に履修できるよう十分な配慮が求められる。

コミュニティ振興学部

地域との連携による実践活動の機会を確保し、授業科目と連動させて教育効果の向上を目指すという学部の目標を達成するために、教育課程の改善が行われている。

2006（平成 18）年度に地域政策学科を増設したため、2008（平成 20）年度に行わ

れた全学的な基礎科目の改編を実施しておらず、「基盤スキル科目」や「プレゼミナール相当科目」の設置および3学科間での教育内容の重複の見直しなどが問題となっている。また、「海外研修」について、シラバス上の位置づけが明確化されていないことも課題であろう。現状では、導入教育としての「プレゼミナール相当科目」の設置は地域政策学科に限られ、実習科目はコミュニティ文化学科とヒューマンサービス学科のみで地域政策学科には設置されていないため、全学科で講義・演習・実習をバランスよく配することが望ましい。

人間科学研究科

修士課程と博士課程（後期）のいずれも1専攻で構成されているが、「自立した研究者と専門的職業人の養成」という目的を実現するため、修士課程は「人間の発達と適応」「人間と社会・コミュニケーション」「臨床心理学」の3領域に、博士課程（後期）は「人間の発達と適応」「人間と社会・コミュニケーション」「被害の原因と対策」「地域の振興と福祉」という4領域に分けて授業科目群を構成し、その中から学生は主たる研究領域を選択している。各領域とも、「大学院と学部の教育課程の有機的連携」という目標のもと、学部のカリキュラムと関連性の高い科目がバランスよく配置されている。

しかし、社会人・外国人学生に対する指導体制の強化を目標としているにもかかわらず、社会人学生が履修しやすいよう配慮を行っているとはいえ、改善が求められる。

被害者学研究科

被害者学研究科は、「犯罪、反社会的行為、災害、事故、権力乱用などに伴う様々な被害について、原因論・実態論・対策論などを学際的・総合的に教授する」という教育目標を達成するため、被害者を取り巻く諸問題に学際的、総合的にアプローチできるカリキュラムを用意している。学部に基礎を置かない独立研究科であるが、入学前に受けた教育内容と当該課程の教育内容の体系性、一貫性を確保するための科目が配置されていることに加え、問題志向的な（issue-oriented）科目がバランスよく配置されていることは、目標に照らし評価できる。

また、貴研究科は、専門の研究者を養成するとともに、被害者支援に関する専門的職業人のリカレント教育を担うものとして位置づけられており、双方型遠隔授業の導入や必修科目の時間割配置の配慮など、社会人学生の受講の便宜が図られていることは評価できる。

しかし、到達目標に掲げられている学生の研究指導に係る国際被害者学研究所との連携強化については、早急に取り組みに向けた検討を開始することが望ましい。

コミュニティ振興学研究科

「コミュニティの振興に関する研究者ならびに実践現場での支援、指導およびマネジメントができる高度で専門的能力をもった人材を養成する」ことを掲げ、この目標を達成するための教育課程の編成が進められている。

「地域政策領域」「市民活動領域」「社会福祉領域」「ミュージアム領域」の4つの総合的・学際的領域から構成され、学生はこのうちいずれか1つを主たる専攻領域として選択する。これらの4領域は、学部の学科や分野と連動しており、研究科が「コミュニティ振興学教育の最終課程」と位置づけられているので、「大学院と学部の有機的な連携」はなされているといえる。また、インターンシップが2009（平成21）年度に導入され、単位互換制度についても検討が進められるなど「実践現場」での専門的能力を養うためのカリキュラム整備が進められている。

社会人学生に対して、授業時間などについては柔軟に対応しているが、土日開講制や長期履修制度は未整備であるので、制度的な支援に関して検討を進める必要がある。

（2）教育方法等

全学部

春semesterの授業開始時における教務オリエンテーションの実施やアドバイザー制度の採用など、履修指導はおおむね組織的に行われている。しかし、履修単位数の上限が設定されていないことは、履修モデルの提示、学科の特性や必修科目が多いことなどを勘案しても、単位制度の趣旨に照らして検討する必要がある。また、シラバスはおおむね統一書式で作成されているものの、記述に精粗があるので、改善が求められる。

授業評価については全学で統一的に実施され、それに対する教員からのコメント欄を設けるなど工夫されており、その他にも、「FD委員会」主導による教育改善も進められている。しかし、授業評価アンケートについては公表方法や組織的な結果の活用について改善の余地がある。

人間科学部

教育学科を除く4学科においては演習・実習形式の必修科目を全年次に配置し、教員と学生とのコミュニケーション機会の確保に努めるなど、指導体制の整備が進められている。授業評価アンケートなどの全学的取り組みのほか、学部独自で授業評価と『講義要綱』の現状把握のための教員アンケートを実施するなど、教育改善に向けた努力がなされている。

国際学部

全学的な履修指導のほかに、履修計画の個別指導、クラスアドバイザー、科目担当者のオフィスアワーを利用したフォローアップも行われている。その後も「プレゼミナール」「ゼミナール」などの授業をとおして入学から卒業まで学生とのコンタクトを保つ工夫がなされており、きめ細かい指導が実施されている。

コミュニティ振興学部

現場を熟知している関係者の知識や経験を教育にフィードバックするために、実習科目を通じて自治体との連携が進められ、また実習科目を設置していない地域政策学科ではゲストスピーカーを呼ぶ制度があり、効果を上げている。

学習カルテの導入については未だ検討段階とされているが、少人数教育を実施する体制は整備され、現場での実践力を組み入れた成績評価の仕組みも構築されつつあり、学部の目標はおおむね達成されている。

人間科学研究科

1名の学生に対し、1名の研究指導教員と1、2名の副研究指導教員による複数教員指導体制、ならびに合同演習や修士論文発表会、博士課程（後期）の学内研究発表会（コロキウム）などの定例的实施による共同指導体制を敷き、教育・研究指導の改善や成績評価の妥当性・信頼性の確保に積極的に取り組み、組織的な履修指導と課程修了の促進という目標の達成に向けた努力が進められており、評価できる。

ただし、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関しては、客観的な教育効果、改善効果の検証に向けた取り組みが十分ではなく、改善が望まれる。また、シラバスについても、形式や授業内容の記述に教員間で精粗があり、改善が求められる。

被害者学研究科

履修指導および研究計画作成指導については、研究指導教員を中心に実施され、合同演習や中間発表などを通じて他の教員の意見を取り入れる機会も設けられている。また、国際被害者学研究所の教員や学外のネットワークを利用した研究指導を実施するなど多様な学生に対応できる体制が整えられている。

しかし、適切な成績評価基準の策定、組織的な履修・研究計画作成指導、シラバスの改善、教育・研究指導の改善への組織的取り組み、授業や指導に関する学生評価制度の導入、教育・研究指導の効果測定のための方法の開発など多くの到達目標が検討段階にとどまっており、改善が求められる。

コミュニティ振興学研究科

4月の初旬に履修指導を行い、4領域から選択した主専攻領域および研究指導員と副研究指導員を決定する。1年次に主専攻領域内での中間発表が、2年次には研究科全体による修士論文の中間報告会が行われるなど、定期的な研究指導が行われている。修士論文は、論文の審査および試験と3研究科合同の研究論文発表会を経た後に1名の主査と2名の副査によって評価される。3研究科合同の研究論文発表会は、研究科間の教育内容の共有化に役立てられているが、FDについては研究科独自の取り組みが求められる。シラバスは『履修案内・講義要綱』に記述されているものの、教員間の精粗があり改善が求められる。特に「修士論文研究」と「修士論文特別研究」の研究指導の方法、内容、1年間の計画や成績評価基準を明確にすべきである。

(3) 教育研究交流

全学部

国際交流語学学習センターが交換留学や海外語学研修などを行っているが、参加する学生は全学的に少なく、留学生の受け入れや派遣、語学研修のいずれに関しても交流が活発とはいえない状態である。交換留学制度に関しても、利用を積極的に支援する特段の取り組みは見られず、「国内ならびに国際レベルでの教育研究交流の確立」という目標の達成に向けた研修制度の組織化や支援体制の整備が望まれる。

とりわけ、国際学部は、国際化に対応できる人材の養成を目標に掲げている以上、一定の国際交流の機会は確保されることが必要である。同学部では国際交流語学学習センターが主催するプログラムを積極的に活用し、留学生との英語による交流や交換留学、海外研修を積極的に展開しようとしている。しかし、当該組織の活動は、ガイドブックやホームページでの扱いが小さく周知が不十分といえる。多くの参加者を得るためには、教育の中で「国際」というものを強調し認識させる努力が必要であろう。

全研究科

研究科別に見ると、被害者学研究科では教員レベルにおける国内外との研究交流が活発であり、国際被害者学研究所と連携した国際交流が盛んに行われている。また、コミュニティ振興学研究科でも博物館をテーマに、カナダ・トロント大学の研究者の招聘や韓国との交流が行われるなど、一定の実績を上げている。

しかし、研究科全体を見ると、国際交流語学学習センターが設置され、学生の学会発表・参加に対する経済的支援などが実施されているものの、利用は低調であり、国際交流は十分に実施されているとはいえない。また、上記の2研究科の取り組みも教員個人によっているものが中心であり、国内外の大学、大学院との組織的な交流はほとんど行われていない。今後は国内外の教育研究交流に関する基本方針の策定や留学

生の受け入れ戦略の検討など組織的な取り組みを強化していくことが望まれる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

人間科学研究科

学位授与の基本方針や論文の審査基準は、「常磐大学学位規程」に基づき定められた「常磐大学大学院人間科学研究科学位授与に関わる論文審査内規」および「同審査細目」に詳細に規定されており、『履修案内・講義要綱』にも掲載され、学生への周知が図られている。学位取得を促すための教育プログラムや論文指導の体制も整いつつあり、2008（平成20）年度に初めて論文博士の学位取得者を出している。また、2007（平成19）年度より3研究科合同の修士論文発表会が開催され、学位審査の過程の公開に努めている。

しかし、修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の方法およびその基準については検討中であり、また標準年限未滿で修了することを認める措置についても認定の基準などが明確にされておらず、改善を要する。なお、博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではない。課程制大学院の趣旨に留意して、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫や、その際の修学上の研究環境の整備などを併せて検討し、改善が望まれる。

被害者学研究科

『自己点検・評価報告書』には、「学位論文審査に関する細目」が記載されているが、規定化はされておらず、また『履修案内・講義要綱』にも掲載されていない。したがって、論文審査の客観性・厳格性が確保されているとはいえ、改善が求められる。また、研究指導について、『履修案内・講義要綱』には、「必要な場合には、複数の副研究指導教員を選任し、共同で研究指導することがある」と記載されているが、この記載では、研究指導体制が明示されているとはいえ、改善を要する。

しかし、2007（平成19）年度より3研究科合同の修士論文発表会が開催されるなど論文審査の客観性を確保するための努力が見られるので今後の発展を期待したい。

コミュニティ振興学研究科

学位授与に関しては、「常磐大学学位規程」の定めるところにより、適正に行われている。「研究科委員会」と「審査委員会」という2段階の審査体制をとり、また、2007（平成19）年度から3研究科合同の修士論文発表会が開催され、学位審査の「公開性と厳格性」の確保に努めている。しかし、人間科学研究科には存在する「学位論文審

査に関する細則」が制定されておらず、学生へ論文審査基準が明示されていないので、改善が望まれる。

3 学生の受け入れ

「入学希望者の持つ意欲・適性・学力等を多様な角度から評価すること」を目的として多様な入学試験が試みられており、受験生に対して、大学説明会、高校訪問、オープンキャンパスなどで説明を行っているほか、大学紹介パンフレット、ホームページなど多様な媒体を用いて周知を図っている。ただし、各学部の入学者受け入れ方針はアドミッション・ポリシーなどの形で明確に定められておらず、学内で議論を進めていく必要がある。また、個々の受験生に対する説明責任の体制は検討を始めたところである。

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、国際学部、コミュニティ振興学部で低く、また収容定員に対する在籍学生数比率も非常に低くなっており、早急に改善が求められる。なお、人間科学部についても、引き続き適切な定員管理による改善が求められる。

大学院は、社会人のリカレント教育を視野に入れ社会人入試を充実させるなど、それぞれの研究科の理念や目的に応じた受け入れ体制をとっている。しかし、いずれの研究科も定員を充足しておらず、改善が求められる。

4 学生生活

学生の経済的支援に関しては、大学独自の制度として特待生制度、外国人留学生奨学金、私費外国人留学生授業料減免制度があり、その他学外の制度も多く利用されている。ただし、大学院学生一般を対象とした大学独自の制度がないため、改善が望まれる。

就職支援については、学生支援センターキャリア支援担当が中心となり、進路選択および就職に係る各種企画や情報収集・提供、相談の業務を行い、学生の就職意識の高揚と活動支援に努めており、実績も上がっている。ただし、キャリア支援担当の人員が少人数であり、支援活動をより積極的に展開するためには、部署間の連携を強化するなど工夫が望まれる。

ハラスメント防止に関しては、規程や対策委員会の見直し、リーフレットの作成、相談窓口（担当者）の周知など、おおむね適切に行われている。特に、アカデミック・ハラスメントの場合に大学院学生が被害にあうケースが多いことを考慮して、芝浦サテライト・キャンパスにも相談員を配置していることは適切である。また、学生生活満足度調査を隔年で実施し、その結果を学生支援体制の改善に生かしている。

5 研究環境

全学

研究教育支援センターを中心に、研究環境の整備が進められている。

個人研究費は一定額が配分されるとともに研究助成金制度があり、3研究科合同の紀要である『人間科学論究』などの研究発表の場が確保されている。ただし、現時点では著しく低額であるとはいえないが、個人研究費は漸減傾向にあり、教員の研究活動に支障がないよう配慮が求められる。

また、研究活動に必要な研修機会については、学外研修日が認められているものの、サバティカル制度がしばらく運用されておらず、教員間に授業担当時間数や学内業務負担に関してかなりの不均衡があるので、組織的な改善が求められる。

人間科学部・人間科学研究科、被害者学研究科

学部・研究科の理念・目的に沿った研究活動がおおむね活発に行われており、その成果は論文数などにも反映されている。被害者学研究科では、国際被害者学研究所の研究プロジェクトによる活動も活発である。しかし、提出された資料によると、一部に活動が不活発な教員も見られる。個人研究室は国際被害者学研究所の所長など一部の教員を除き、ほぼ全教員に割り当てられている。

国際学部

教員の担当授業時間数については、改善の傾向が見られるとはいえ、未だに相当数の教員が貴大学で定める責任授業時間数を超えて授業を担当しており、改善の余地がある。

教員の研究活動については、大学、学部の理念などと有機的に結びつける形での位置づけがなされているとはいえ、中にはほとんど業績のない教員も存在しているので、研究活動の活性化を図る必要がある。

コミュニティ振興学部・コミュニティ振興学研究科

研究活動については、研究論文などの専任教員の研究業績が少なく、中には学術論文とはいえないものも見受けられる。また、貴学部の特色である地域研究活動を活性化させるためにも、地域と大学の連携を一層推し進め、外部の競争的資金を導入していく体制を作っていくことが望ましい。

6 社会貢献

エクステンションセンターや地域連携センターを中心に、広く市民に学習機会を提供し、地域社会に貢献すべく積極的な取り組みが行われている。公開講座の1つであ

常磐大学

る「水戸夕学講座」では、サテライトによりリアルタイムでの受講を可能にするなど、多様なニーズに応えられるよう工夫されているが、公開講座の受講者数は募集定員を充足しておらず、市民に興味・関心を持ってもらう方法を検討することが望まれる。

地域連携センターは大学側の企画を行うだけではなく、事業、研究、プロジェクトの受託窓口としても機能している。また、2001（平成13）年に学生有志によって発足した常磐大学ボランティア情報センターは、地域連携センターとの相乗効果も期待され、大学として人事・予算を支援することが望ましい。加えて、コミュニティ振興学部では他大学と共同してデジタル・アーキビスト養成のためのカリキュラムの研究開発に取り組んでおり、評価できる。

また、水戸市をはじめとする県内6市町と連携協力協定を締結し、各自治体の課題形成プロセスから政策形成に貢献している。さらに、国際被害者学研究所では国内のみならず、活動が国際的規模に及んでおり、評価できる。

施設の開放については、NPO、市民団体などへの施設提供も行っているほか、博物館学博物館も一般に開放され、利用されている。

7 教員組織

大学設置基準で定める必要専任教員数に関して、人間科学部コミュニケーション学科が1名不足しているほか、複数の学科において定められた教授数を満たしていないので、是正の必要がある。また多くの学科において同基準上必要とされる教員数と同数の教員しか配置されておらず、ゆとりをもった教員配置を行うことが望ましい。

教員1人あたりの学生数についてはおおむね適切であるが、完成年度を迎えていない人間科学部心理学科、教育学科、健康栄養学科および国際学部経営学科については、今後の推移を丁寧に見ていく必要がある。

教員の年齢構成に関しては不均衡が見受けられるので、今後の人事において配慮すべきであろう。

教員の任免および昇格の基準と手続きが明文化されており、適正に運用されている。今後、教育研究支援職員についても、非常勤職員とされている授業補助者も含め、職務内容、資格、採用、待遇などについて、明文化するとともに、待遇面での改善が望まれる。

8 事務組織

事務組織は法人業務系と大学業務系に分かれており、それぞれの部局における業務の分掌は「学校法人常磐大学管理運営規程」に詳細に明文化されている。教学に関する事務組織および教学組織の役職者から構成される「教学会議」と、その下に専門的な事項を検討するために設置されている各種全学委員会により、事務組織と教学組織

の連携協力が円滑に機能するよう図られている。

学長室、学生支援センターや地域連携センターの設置など、2005（平成17）年から2008（平成20）年にかけて事務組織の改革が行われ、事務機能の強化と効率化を進めている。さらに、大学のグランドデザインの策定において事務組織の改善も企図されている。

スタッフ・ディベロップメント（SD）は文部科学省、私立大学連盟などの研修会をはじめ、「水戸タ学講座」への参加も研修として位置づけるなど、活発に実施されており、今後の継続、発展が望まれる。また、職員の短期海外研修派遣制度の創設が謳われており、制度化されることを期待する。

9 施設・設備

校地・校舎の面積は大学設置基準を余裕を持って充足している。またバリアフリー化についても基本的には整備されている。ただし、ドア枠の段差や狭い通路があることなどいくつかの問題が指摘される。また学生の生活・交流の場としての食堂、国際交流会館、学生寮なども順次整備されている。自然環境に恵まれたキャンパスは、その自然の景観を最大限に生かす工夫がなされており、適切である。

ただし、一部の校舎は旧耐震基準の下で建設されたものであり、現在の耐震基準に照らした診断を急ぎ実施する必要がある。

施設・設備などの管理の責任体制は明確であり、基本的な問題はないが、夜間使用も多い研究科用の建物およびスペースの安全確保については一層の検討が望まれる。

10 図書・電子媒体等

図書・電子媒体等の資料を体系的・計画的に整備し、利用者の有効な活用に供していると判断される。国立情報学研究所のGeNiIや他の図書館とのネットワークも整備されている。また、図書館閲覧座席数は、全学収容定員のおよそ12%を確保している。しかし、視聴覚スペースや書庫スペースおよび視聴覚機器台数は充実しているものの、閲覧スペースや情報端末スペースが狭いので、教育・研究上の便宜を図るといった観点から改善が望まれる。

図書館の学外への開放については、県内高校生、エクステンションセンター、オープンカレッジ会員が利用できるようになっており、それ以外の利用希望者も紹介状があれば可能としている。しかし、地域社会への図書館施設の開放という到達目標に照らせば、取り組みは十分とはいえない。

11 管理運営

学部、研究科の最終意思決定はそれぞれ学部教授会と「研究科委員会」が行い、大

常磐大学

学院、大学および短期大学共通にかかわる重要事項に関しては、全学的な審議機関である「教学会議」が審議することとなっており、役割分担は明確である。管理運営における諸機関の役割・機能分担は、「常磐大学学則」や「学校法人常磐大学管理運営規程」などの各種規程に明確に定められ、おおむね適切な運営が行われている。学長、副学長、研究科長および学部長の選任は理事会が行うこととなっており、理事長は、「関係職員の意見を聞いて」候補者を選任することになっている。

教学組織と法人との連携は、理事である学長と人事担当常任理事が担っているが、総合的な連携体制は作られておらず、大学経営の改善推進のためにさらなる努力が求められる。

なお、「研究科委員会」は研究科長および研究指導教員から構成されているが、研究科の教育・研究に係る事項を審議する機関である以上、研究指導教員以外の科目担当者も構成員となることが望ましい。

諸規程の改正手続きの遅延が見られたが、2008（平成 20）年度中におおむね整備され、2009（平成 21）年度には規程集データベース化が完了した。

1 2 財務

2009（平成 21）年に開学 100 周年を迎え、その記念事業の一環として 2008（平成 20）年に中等教育学校を開校するなど、大学、短期大学、高等学校の中・長期的な 10 ヶ年の案件を盛り込んだ財務計画を 2006（平成 18）年に策定して諸事業を遂行してきた。

その間、大学においては学部定員を充足することができず、学生生徒等納付金収入が減少した。2007（平成 19）年度以降、帰属収入で消費支出が賄えない状況に至っている。法人全体、大学ともに同様の傾向のなか、中等教育学校の開設など新規事業が行われた結果、翌年度繰越消費支出超過額が増加し、その帰属収入に対する割合も急速に高まった。また、現預金をはじめ金融資産も減少している。現時点では自己資金構成比率や総負債比率など貸借対照表関係比率は安定しているが、消費収支のバランスが崩れていることから、財政基盤の確立のためには、2006（平成 18）年に策定した財務計画を見直し、帰属収支差額の確保、ついで消費収支の均衡を図る必要がある。また、資産運用による収入の確保については十分なリスク管理が必要である。

なお、監事および公認会計士による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では学校法人の財産および業務執行に関する監査の状況が適切に示されている。

1 3 情報公開・説明責任

自己点検・評価の結果は報告書を取りまとめて学内外に公開しており、2008（平成

20) 年度からはホームページ上でも公開している。また、専任教員の研究業績を各学部・研究科の研究紀要に掲載するとともに、インターネット上の「研究開発支援総合ディレクトリ」に収録することで広く公開している。なお、情報公開請求に関しては、ホームページ上に「問い合わせ」ボタンを設定し、問い合わせ内容に応じて、連絡先を明示して担当部署が対応している。

財務状況の公開については、刊行物とホームページによって行われている。刊行物には、教職員のほか企業や茨城県内外の高等学校などに配布される『学校法人常磐大学要覧』、教職員、学生、地域住民などに配布される広報誌『常磐大学学報 (Topos)』があり、それぞれ財務三表が掲載されている。また、法人ホームページには財務三表と財産目録が掲載され、情報公開・説明責任の履行を果たそうとする姿勢が表されている。今後は、事業内容などと符合した解説を付ける、図表を取り入れるなど貴大学の理解を促進するための工夫が望まれる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 社会貢献

- 1) 国際被害者学研究所では、中央官庁や茨城県などにおける被害者支援政策などのさまざまな検討会に教員を派遣し、政策形成に寄与しているほか、JICAの受託事業として、発展途上国の被害者施策を担う専門家の育成をサポートするなど、政策形成への貢献が国際的規模に及んでおり、評価できる。
- 2) コミュニティ振興学部において、デジタル・アーキビスト養成のためのカリキュラム開発を他大学とともに取り組み、2006（平成18）年度に養成講座を開設したことは評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 人間科学部の「プレゼミナール相当科目」において、コミュニケーション学科のものを除けば、いずれも科目の実施方法、授業形態、履修条件、配当年次、内容の統一性などの観点から見て導入教育としての実質を欠くところがあり、改善が求められる。
- 2) 人間科学部、国際学部の「基盤スキル科目」である「海外研修C」は、「個人の責任でグループまたは単独で行った海外での活動に対し、一定の条件の下に単位を付与する」とされ、また希望者が「指導教員を選定」することとなってお

り、危機管理や単位の質の確保の面で改善する必要がある。

- 3) 人間科学研究科およびコミュニティ振興学研究科において、社会人のリカレント教育を担うという研究科の目標があるにもかかわらず、社会人学生に対する配慮が不十分であるので、時間割の工夫など制度上の支援を行うことが望まれる。

(2) 教育方法等

- 1) 全学部において、学生による授業評価アンケートの結果が十分に活用されていないので、結果を組織的に点検し、教育改善に取り組むことが望まれる。
- 2) 学部、研究科ともに、シラバスは統一書式で作成されているが、授業内容などの記述量に精粗があり、成績評価基準についてもあいまいなものが見られるので、改善が求められる。
- 3) 全学部において、履修登録の単位の上限が設定されておらず、単位制度の趣旨に照らして、改善が必要である。その際、人間科学部健康栄養学科とコミュニティ振興学部ヒューマンサービス学科に関してはカリキュラムの実態を勘案して対応することが望まれる。
- 4) 全研究科において、FD活動について、研究科として組織立てられた活動は行われていないため、具体的、客観的な教育改善を行うことができる体制を構築し、FD活動に取り組むことが必要である。

(3) 教育研究交流

- 1) 全学的に、国際交流語学学習センターの設備や制度が十分に活用されていないため、これを促進するための研修制度の組織化や履修支援体制の整備を行う必要がある。特に研究科では国内外の諸機関との交流を活性化すべく、組織的な取り組みを強化することが望まれる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 人間科学研究科において、標準修業年限未満での修了を認め、修了者を出しているが、明確な基準を定めてはいないため、明文化することが望まれる。
- 2) 被害者学研究科およびコミュニティ振興学研究科において、学生に対し、学位論文審査基準や研究指導体制が明示されているとはいいがたいので、大学院学生便覧などに明示することが求められる。
- 3) 博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではないので、課程制大学院の

常磐大学

趣旨に留意して円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 2009（平成 21）年度時点で大学全体における収容定員に対する在籍学生数比率が 0.81 と低く、2008（平成 20）年度の 0.79 に比して若干の改善傾向が見られるものの、引き続き努力を続ける必要がある。
- 2) 収容定員における在籍学生数比率が、人間科学研究科博士課程（後期）は 0.28、被害者学研究科修士課程は 0.25、コミュニティ振興学研究科修士課程は 0.23 と低いので改善することが望まれる。
- 3) 編入学定員に対する編入学生数比率が人間科学部において 0.07、コミュニティ振興学部において 0.20 と低いので、改善することが望まれる。

3 研究環境

- 1) 全学的にサバティカル制度はあるがほとんど利用されていないので、利用を促進する必要がある。
- 2) 全学を通じて、提出された資料によると、研究活動が不活発な教員が散見される。また、貴大学で定める責任授業時間数の 2 倍以上の授業を担当している教員も見受けられるので、教員の研究時間を確保し、研究活動を活性化させることが望まれる。特にコミュニティ振興学部においては、研究論文の質・量ともに向上させる努力が求められる。

4 教員組織

- 1) 教員の年齢構成について、人間科学部、コミュニティ振興学部において 51～60 歳の比率がそれぞれ 38.3%、43.5% と高く、国際学部では 41～50 歳の比率が 45.0% と高いので全体のバランスを保つよう改善の努力が望まれる。
- 2) 教育研究支援職員について、その職務内容、資格、採用、待遇などについて明文化することが望まれる。合わせて、責任をもって教育補助の任にあたるに足る待遇が望まれる。

5 施設・設備

- 1) 一部の校舎は、旧耐震基準の下で建設されており、現在の耐震基準に照らした診断が未実施であるので、実施することが望まれる。

6 図書・電子媒体等

- 1) 到達目標には、「図書館施設を学外の利用者のニーズに対応し得るものに整備し、

常磐大学

地域社会の教育研究活動の場として開放する」とあるが、その目標に比して地域社会への開放が十分ではなく、改善が望まれる。

7 財務

- 1) 大学の定員未充足などにより、帰属収入が減少するなか、消費支出は増加している。そのような財務状況において新規事業が行われた結果、急速に財務状況は悪化した。2006（平成18）年に策定した財務計画を早急に見直し、ついで帰属収支差額の確保、消費収支の均衡を図る必要がある。

三 勸告

1 学生の受け入れ

- 1) 2008（平成20）年度において、国際学部およびコミュニティ振興学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均がそれぞれ0.83、0.84、収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ0.69、0.75と低く、2009（平成21）年度も入学者数比率がそれぞれ0.80、在籍学生数比率がそれぞれ0.68、0.74と改善されていないので、是正されたい。

2 教員組織

- 1) 人間科学部コミュニケーション学科において大学設置基準上の必要専任教員数が1名不足しているので、早急に是正されたい。
- 2) 人間科学部コミュニケーション学科では2名、国際学部経営学科と英米語学科、コミュニティ振興学部ヒューマンサービス学科ではそれぞれ1名、大学設置基準上原則として必要な教授数が不足しているので、是正されたい。

以上

「常磐大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2009（平成21）年1月7日付文書にて、2009（平成21）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（常磐大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は常磐大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月3日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月27日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「常磐大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2013（平成25）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

常磐大学資料1—常磐大学提出資料一覧

常磐大学資料2—常磐大学に対する大学評価のスケジュール

常磐大学提出資料一覧

調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況	

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2008(平成20)年度 募集要項 2008(平成20)年度指定校推薦入学試験募集要項 2008(平成20)年度指定校推薦入学試験募集要項(人間科学部健康栄養学科) 2008(平成20)年度 スポーツ推薦入試セレクション募集要項 2008(平成20)年度 スポーツ推薦入試募集要項 2008(平成20)年度 AO入試出願書類 2008(平成20)年度 社会人入試募集要項 2008(平成20)年度 外国人留学生・帰国子女入試募集要項 2008(平成20)年度 編入学入試募集要項 TOKIWA DATA(入試概要および就職状況) 2008(平成20)年度 募集要項(人間科学研究科)(修士・博士) 2008(平成20)年度 募集要項(被害者学研究科)(和文) 2008(平成20)年度 募集要項(被害者学研究科)(英文) 2008(平成20)年度 募集要項(コミュニティ振興学研究科)
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	常磐大学・常磐短期大学(ガイドブック) 学校法人常磐大学要覧2008 常磐教育マニフェスト 学校法人常磐大学要覧2008
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	2008(平成20)年度入学者用 履修案内(常磐大学)(人間科学部、国際学部、コミュニティ振興学部) 2008(平成20)年度講義要綱(総合講座)('07以前入学者対象)(コミュニティ振興学部) 2008(平成20)年度講義要綱(総合講座)('08入学者対象)(人間科学部、国際学部) 2008(平成20)年度履修案内・講義要綱(被害者学研究科) 2008(平成20)年度講義要綱(人間科学部) 2008(平成20)年度入学者用 免許及び資格取得のための履修案内(人間科学部) 2008(平成20)年度履修案内・講義要綱(人間科学研究科) 2008(平成20)年度講義要綱(国際学部) 2008(平成20)年度版 読み替えのための履修案内(国際学部) 2008(平成20)年度入学者用 免許及び資格取得のための履修案内(国際学部) 2008(平成20)年度講義要綱(コミュニティ振興学部) 2008(平成20)年度版 読み替えのための履修案内(コミュニティ振興学部) 2008(平成20)年度入学者用 免許及び資格取得のための履修案内(コミュニティ振興学部) 2008(平成20)年度履修案内・講義要綱(コミュニティ振興学研究科)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	2008(平成20)年度授業時間割表(人間科学部) 2008(平成20)年度授業時間割表(国際学部) 2008(平成20)年度授業時間割表(コミュニティ振興学部) 2008(平成20)年度常磐大学大学院授業時間割表
(5) 規程集	規程集 学校法人常磐大学

資料の種類	資料の名称
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	
① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	常磐大学学則 常磐大学学位規程 常磐大学履修規程 常磐大学試験規程 常磐大学大学院学則 常磐大学大学院研究生規程 常磐大学大学院科目等履修生規程 常磐大学大学院学生の所属外研究科授業の履修および聴講に関する規程 常磐大学大学院人間科学研究科学位授与に係る論文審査内規 常磐大学大学院人間科学研究科 修士(人間科学)学位論文審査細目 常磐大学大学院人間科学研究科 博士(人間科学)学位論文審査細目
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	人間科学部教授会運営規程 人間科学部運営会議規程 国際学部教授会運営規程 国際学部運営会議規程 コミュニティ振興学部教授会運営規程 コミュニティ振興学部運営会議規程 常磐大学大学院研究科委員会規程 教学会議規程
③ 教員人事関係規程等	常磐大学教員資格審査規程 教員資格審査規程運用細則 大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程 学校法人常磐大学準専任職員規程 学校法人常磐大学スーパーバイザー規程 常磐大学・常磐短期大学 任期制教員に関する規程 常磐大学客員教授規程 学校法人常磐大学再雇用規程 学校法人常磐大学専任職員定数規程 常磐大学・常磐短期大学サバティカル規程 大学教員の勤務および服務規程
④ 学長選出・罷免関係規程	常磐大学学長等の選考および任免に関する規程
⑤ 自己点検・評価関係規程等	全学自己点検・評価委員会規程
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	学校法人常磐大学ハラスメント防止等に関する規程
⑦ 寄附行為	学校法人常磐大学寄附行為
⑧ その他関連規程	学校法人常磐大学管理運営規程 学校法人常磐大学事務分掌規程 学校法人常磐大学顧問、特別顧問および参与に関する規程 研究活動および研究費の管理・監査に関する規程 学校法人常磐大学文書処理規程 常磐大学および常磐大学大学院学生表彰規程 常磐大学「福原真知子学術振興助成金」規程 常磐大学・常磐短期大学 公益通報等に関する規程
⑨ 理事会名簿	学校法人常磐大学 理事・監事・評議員名簿
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	2007(平成19)年度自己点検・評価報告書 2007(平成19)年度大学基礎データ 2007(平成19)年度秋 semester 学生による授業評価アンケート結果報告書 常磐大学・常磐短期大学「学生生活満足度調査」結果報告書
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	常磐大学国際交流語学学習センター 常磐大学国際被害者学研究所(英文) 常磐大学心理臨床センター
(9) 図書館利用ガイド等	常磐大学情報メディアセンター／同別館(図書) (Service Guide / Library Guide) 2008年度 春季・秋季 情報メディアセンター開館カレンダー (Qs棟1階メディアセンター・別館(図書))
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	ハラスメントのないキャンパスであるために(常磐大学)

資料の種類	資料の名称
(11) 就職指導に関するパンフレット	JOB NAVI 2009 Tokiwa University (常磐大学) JOB NAVI 2009 Real Message (常磐大学・常磐短期大学)
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	2008(平成20)年度学生ハンドブック 学生相談室あんない(常磐大学・常磐短期大学学生相談室)
(13) 財務関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・計算書類(平成15-平成20年度) ・監事監査報告書(平成15-20年度) ・公認会計士または監査法人の監査報告書(平成15-20年度) ・財産目録(平成19年度) ・事業報告書(平成19年度) ・財務状況公開に関する資料(『学校法人常磐大学要覧2008』(26-27ページ)、再掲) ・財務状況公開に関する資料(『TOPOS』(2008年9月30日)) ・財務公開状況に関する資料(学校法人常磐大学ホームページおよび写し)
(14) 寄附行為	学校法人常磐大学寄附行為

常磐大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2009年	1月7日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月3日	第8回大学評価委員会の開催（平成21年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成21年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月10日	第9回大学評価委員会の開催（平成21年度大学評価のスケジュールの確認）
	4月24日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月18日 ～20日 28日 ～29日	評価者研修セミナーの開催（平成21年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月下旬 ～7月上旬 ～7月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付 主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成 分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月3日 ～4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	9月7日	大学評価分科会第31群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月27日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月18日 ～19日	第3回大学財務評価分科会の開催
	11月25日 ～26日	第4回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月12日 ～13日	第10回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2010年	2月3日	第4回大学財務評価分科会の開催
	2月11日	第11回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参

- ～12日 考に「評価結果」(委員会案)を修正し、「評価結果」(最終案)を作成)
- 2月19日 第456回理事会の開催(「評価結果」(最終案)を評議員会に上程することの了承)
- 3月12日 第103回評議員会、臨時理事会の開催(「評価結果」の承認)